

広島県告示第千二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和五年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和五年十一月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次美土里線	安芸高田市高宮町原田字原山一三〇五六番一地先から安芸高田市高宮町原田字原山一三〇五二番一地先まで	令和五年十一月九日